

水道水中における放射性物質のモニタリング結果

1. 測定機関 双葉地方水道企業団
2. 分析装置 ゲルマニウム半導体検出器
3. 検査頻度 毎日
4. 測定方法 水道水などの放射能測定マニュアル（厚生労働省）
5. 検査結果 令和4年10月1日～令和4年10月31日分（毎日採水、毎日検査）

採水場所	水源	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
小滝平浄水場	大船水源（表流水）	不検出	不検出	不検出
小山浄水場	木戸川（ダム放流水）	不検出	不検出	不検出

※いずれの検体も、10月31日時点で放射性物質は不検出です。※「不検出」とは、一定の条件で測定機器が検出できる最小値（1Bq/kg）未満であることを示しています。※現在、広野町内の水道水は、小滝平浄水場および小山浄水場より給水しています。

《参考》検査日現在の目標値

（単位：Bq/kg）

食品衛生法の規定に基づく 新たな基準による目標値	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
	—	10	

※これまで暫定規制値が設定されていた放射性ヨウ素については、半減期が短く、平成23年7月15日以降の検出報告がないことから、国の規制の対象から除外されました。

蛇口における水道水中の放射性物質モニタリング検査

双葉地方水道企業団では、安心して水道水をお使いいただくために、ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を実施しています。

申込期間は、令和4年6月1日（水）～令和5年2月28日（火）となっております。

検査を希望される方は、以下の方法により検査受託業者へお申し込みください。

お申し込みには、令和4年6月広報に同封した専用の申込用紙（チラシ）が必要です。紛失などの場合は、双葉地方水道企業団のホームページからプリントアウト可能です。

ぜひ、ご利用ください！

問 双葉地方水道企業団 施設課 浄水係 ☎0240-25-5341

《お申込み方法》

- ・検査受託業者  
（株）江東微生物研究所  
環境衛生事業部いわき
- ①郵送の場合  
〒970-1144  
福島県いわき市  
好間工業団地4-18
- ②FAXの場合  
FAX0246-36-7142

水道修理当番表

業者名	令和4年12月	令和5年1月
北陽管工（有） ☎0240-27-3419	5日～11日・26日～31日	3日・16日～22日
（有）吉田鉄工所 ☎0240-27-3241	12日～18日	1日・4日～8日・23日～29日
（有）山忠設備工業 ☎0240-27-3311	1日～4日・19日～25日	2日・9日～15日・30日・31日

問 双葉地方水道企業団 ☎979-0515 福島県双葉郡楢葉町大字上小滝字小山6-2  
☎0240-25-5315（代表） FAX0240-25-5385  
E-mail : soumu@f-mizu.jp

ご家庭に消火器を備え、使用方法を確認しましょう

消火器による初期消火は、火災による被害の抑制に非常に効果的です。

消火器には、共同住宅などで設置が義務付けられている消火器のほか、一般住宅向けの小型で軽量な住宅用消火器や、片手でも使用できるスプレー式のエアゾール式簡易消火器があります。

■主な消火器の手順は「ピ・ノ・キ・オ」



★家庭用消火器は、他にも様々な種類がありますが、電気火災や、油火災には使えないものもあります。特性を確認し、自分が使いやすいものを選びましょう。

万が一、火災になってしまった時は…



火災・救急・救助は119番



富岡消防署 ☎0240-22-2119  
楢葉分署 ☎0240-25-2119  
川内出張所 ☎0240-38-2119

広野町内ごみ収集カレンダー

12月 December							1月 January						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1 可燃	2	3	1	2	3	4 不燃	5 可燃	6	7
4	5 可燃	6 外方	7 不燃	8 可燃	9	10	8	9 可燃	10 外方	11 カン	12 可燃	13	14
11	12 可燃	13 外方	14 カン	15 可燃	16	17	15	16 可燃	17 外方	18 ピン	19 可燃	20	21
18	19 可燃	20 外方	21 ピン	22 可燃	23	24	22	23 可燃	24 外方	25	26 可燃	27	28
25	26 可燃	27 外方	28	29 可燃	30	31	29	30 可燃	31 外方				

ごみステーション周りの汚れが大変目立ちます。ごみを出す場合は「ごみと資源の分け方・出し方」を確認し、指定ごみ袋に分別して、収集日当日に自宅近くのごみステーションボックス内に出してください。